医科点数表の解釈 🚓4年4月版

Web追補 No.19 (令和5年12月号)

令和5年12月13日作成

- 以下の省令・告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 令和5年11月21日 厚生労働省告示第307号(令和5年11月22日適用)
 - 令和5年11月21日 厚生労働省告示第309号(令和5年11月22日適用)
 - 令和5年11月21日 保医発1121第1号
 - 令和5年11月30日 厚生労働省令第147号(令和5年12月1日·令和6年4月1日施行)
 - 令和5年11月30日 厚生労働省告示第319号(令和5年12月1日·令和6年4月1日適用)
 - 令和5年11月30日 厚生労働省告示第321号(令和5年12月1日適用)
 - 令和5年11月30日 厚生労働省告示第323号(令和5年12月1日適用)
 - 令和5年11月30日 保医発1130第1号(令和5年12月1日適用)
 - 令和5年11月30日 保医発1130第5号
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『<mark>診療報酬関連情報ナビ</mark>』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース** より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「令和5年12月31日までに電子情報処理組織の使用による請求を開始することとしている医療機関等における医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例について(注意喚起)」(令和5年11月17日医療課事務連絡)
 - ・「花粉症の治療薬に係る長期処方やリフィル処方箋の活用について」(令和5年11月21日医療課事 務連絡)

-	THH	4 —		* = #
真	欄	行	変更前	変更後
399	右	上から16行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
			<mark>オファツムマブ製剤</mark>	オファツムマブ製剤
			<mark>ボソリチド製剤</mark>	ボソリチド製剤
			<mark>エレヌマブ製剤</mark>	エレヌマブ製剤
			アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
			<mark>カプラシズマブ製剤</mark>	カプラシズマブ製剤
			乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤
			<mark>フレマネズマブ製剤</mark>	フレマネズマブ製剤
			<mark>メトトレキサート</mark> 製剤	メトトレキサート製剤
			<mark>チルゼパチド製剤</mark>	チルゼパチド製剤
			<mark>ビメキズマブ製剤</mark>	ビメキズマブ製剤
				ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
			<mark>ペグバリアーゼ製剤</mark>	ペグバリアーゼ製剤
			<mark>ラナデルマブ製剤</mark>	ラナデルマブ製剤
			<mark>ネモリズマブ製剤</mark>	ネモリズマブ製剤
			ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
				ジルコプランナトリウム製剤
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕	コンシズマブ製剤
				テゼペルマブ製剤
				オゾラリズマブ製剤
399	右	上から18行目	(最終改正;令 5. 8.29 厚生労働省告	(最終改正;令 5.11.30 厚生労働省告示第
			<mark>示第253号)</mark>	323号)
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕	
417	右	上から15行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
			<mark>オファツムマブ製剤</mark>	オファツムマブ製剤
			<mark>ボソリチド製剤</mark>	ボソリチド製剤
			<mark>エレヌマブ製剤</mark>	エレヌマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
只	们果	11	2 10 200	
			アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
			カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤 ・ サは、
			乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤	
			フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
			メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
			チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
			ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
				ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
				ペグバリアーゼ製剤
			ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
			<mark>ネモリズマブ製剤</mark>	ネモリズマブ製剤
			ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
				ジルコプランナトリウム製剤
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕	コンシズマブ製剤
				テゼペルマブ製剤
				オゾラリズマブ製剤
417	右	上から17行目	(最終改正;令 5. 8.29 厚生労働省告	(最終改正;令 5.11.30 厚生労働省告示第
				323号)
			「 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み」	
418	右	下から28行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
			オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤
			ボソリチド製剤	ボソリチド製剤
			エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
			アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
			カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
			* 77.11	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤
			フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
			メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
			チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
			ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
			* 27.71	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
				ペグバリアーゼ製剤
			ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
			ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
			ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤
				ジルコプランナトリウム製剤
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]	コンシズマブ製剤
			「 <mark>英島桐がり</mark> はWeb追補No.10寺にで成正角が」	* 77.11
				テゼペルマブ製剤
410		T 1. 2.00/= D		オゾラリズマブ製剤
418	石	下から26行目	(最終改正;令 5. 8.29 厚生労働省告	
			<mark>示第253号)</mark>	323号)
			(## /2 //	
400		T 1, 2 117- 5	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]	12 1 1 1 2 m m m m m 4 till + m l
420	石	トから川行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
			オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤
			1 P 1 1 1	ボソリチド製剤
			エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
			アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
			カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
				乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤
			<mark>フレマネズマブ製剤</mark>	フレマネズマブ製剤
			<mark>メトトレキサート</mark> 製剤	メトトレキサート製剤
			チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
			<mark>ビメキズマブ製剤</mark>	ビメキズマブ製剤
			ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
			<mark>ペグバリアーゼ製剤</mark>	ペグバリアーゼ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
			ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
			ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]	コンシズマブ製剤
			CALMAN IN INVESTIGATION OF THE CALMAN	テゼペルマブ製剤
				オゾラリズマブ製剤
42) 右	下から9行目	(最終改正;令 5. 8.29 厚生労働省告	(最終改正;令 5.11.30 厚生労働省告示第
			示第253号)	323号)
			 〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕	
42	2 右	下から17行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
	'		オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤
			<mark>ボソリチド製剤</mark>	ボソリチド製剤
			エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
			アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤
			乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤	
			フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
			メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
			<mark>チルゼパチド製剤</mark>	チルゼパチド製剤
			ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
			ボスレボドバ・ボスカルビドバ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤
			ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
			ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
			<mark>ペグセタコプラン</mark> 製剤	ペグセタコプラン製剤
				ジルコプランナトリウム製剤
			【 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み】	コンシズマブ製剤
				テゼペルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤
42	2 右	下から15行目	(最終改正;令 5. 8.29 厚生労働省告	
			<mark>示第253号)</mark>	323号)
12	2 #	下から8~7	[黄色網かけはWeb追補No.16等にて改正済み] ガルカネズマブ制刻。オファツムマブ	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製
72		行目	The state of the s	カルスイス・ノ表別,オフテラム・ノ表 剤,ボソリチド製剤,エレヌマブ製剤,アバ
		., .		ロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製
				剤,乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製
				剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート
				製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製
				剤, ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配 合剤, ペグバリアーゼ製剤, パビナフスプ
				アルファ製剤、アバルグルコシダーゼーアル
				ファ製剤,ラナデルマブ製剤,ネモリズマブ
				製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプラン
			剤及びペグセタコプラン製剤	ナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペ
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]	ルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤
42	3 右	下から6行目	(令 4. 4.28 保医発 0428 8)	(令 4. 4.28 保医発 0428 8)
		5 - 11	(令 4. 5.31 保医発 0531 3)	(令 4. 5.31 保医発 0531 3)
			(令 4. 8.17 保医発 0817 4)	(令 4. 8.17 保医発 0817 4)
			(令 4. 8.31 保医発 0831 5)	(令 4. 8.31 保医発 0831 5)
			(令 4.11.15 保医発 1115 9) (令 5. 3.14 保医発 0314 4)	(令 4.11.15 保医発 1115 9) (令 5.2.14 保医器 0214 4)
			(令 5. 3.14 保医発 0314 4) (令 5. 4.28 保医発 0428 3)	(令 5. 3.14 保医発 0314 4) (令 5. 4.28 保医発 0428 3)
			(令 5. 5. 23 保医発 0523 2)	(令 5. 5.23 保医発 0523 2)
			(令 5. 5. 31 保医発 0531 3)	(令 5. 5.31 保医発 0531 3)

頁	欄	行	変更前	変更後			
	IPN		(令 5. 8.29 保医発 0829 6)	(令 5. 8.29 保医発 0829 6)			
			((令 5.11.21 保医発 1121 1)			
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕	(令 5.11.30 保医発 1130 5)			
509	右	上から16行目	D201換気力学的検査の費用を含む。 図	D201換気力学的検査,又は側副換気の有無を			
				検出する検査を実施する際に、カテーテル挿			
				入及び側副換気の有無を検出する検査の費用			
				を含む。			
		-500 0 = #=		(令 5.11.30 保医発 1130 1)			
800			気管支ステント留置術の右欄として以下の。 現体診断及び絵本の悪円は第字しまれ				
		ナ州に作り 酉	画像診断及び検査の費用は算定しない。	劉 (令 5.11.30 保医発 1130 1)			
800	۲۱	<508-2気管・	気管支ステント留置術の「2」の所定点数				
000	◇ 気管支用バルブシステムを用いて重症慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 患者に対する気管支バルブの留						
				指針を遵守し、慢性閉塞性肺疾患(COPD)			
	(の治療に関して	て、専門の知識及び少なくとも5年以上の	B 経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修			
	-	了している常勤	めの呼吸器内科若しくは呼吸器外科の医師	又はそれに準じる気管支鏡手技に関する十分な			
				08-2気管・気管支ステント留置術の所定点数を			
				K511肺切除術又はK513胸腔鏡下肺切除術が適			
	J.	心とならない又	なは実施困難な理由を診療報酬明細書の摘要	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
0.40	r 1	✓ 60.7 2 PT 亜 kH		(令 5.11.30 保医発 1130 l) 所定点数(15,000点)を準用する項目として追			
842		へ097-3肝悪性。 加〕	胆揚ブシオ波焼灼療法の「「」の「ロ」の	所定点数(15,000点)を準用する項目として追			
			易ラジオ波焼灼療法は次に掲げる要件をいす	れも満たす場合に限り箟定する。			
			51.5センチメートルとは、ラジオ波による				
			E施に当たっては、関係学会の定める適正使				
	1	ウ 本療法は、外科又は乳腺外科の常勤の医師が2名以上配置されている保険医療機関に限り算定す					
	る。						
	エ 本療法は乳腺外科又は乳腺について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が実施す						
		る。					
	7			i瘍径1.5センチメートル以下の乳腺悪性腫瘍の			
			5治療を目的として実施する。 スチネルリンパ節加算1.7は到がたセンチ	 ネルリンパ節加算2は次に掲げる要件をいずれ			
			・ アイルックへ、印加昇 T 文はれがんピング ・	かりファ朝加昇 2 は外に1句() る女件で V・9 4 U			
				乳がんセンチネルリンパ節生検を,当該手術に			
			医師の指導の下に、術者として5症例以上経				
				料を標榜しており、当該診療科において常勤の			
		医師が2名	R以上配置されている。ただし,「2 単独	法」のうち、色素のみによるもののみを実施す			
			bっては,放射線科を標榜していなくても差	し支えない。			
			標榜医が配置されている。	_			
		iv 病理部門	月が設置され,病理医が配置されている。				
		/刘昀西州传传:	ニジナ沖体的病汁に関ナフ以美紹和)	(令 5.11.30 保医発 1130 1)			
	問		ラジオ波焼灼療法に関する疑義解釈) Eする乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を行っ	た場合、どのようか質定にかるのか			
				その他のもの(15,000点)を準用して算定す			
		5.		(令 5.11.30 保医発 1130 1<参考>問1)			
			.11.30 保医発 1130 1<参考>問1)」	の算定の取扱いに関し,一連の手術において,			
				泉悪性腫瘍を焼灼した場合の算定はどのように			
		考えればよいか	· ·				
40			こつき、1回に限り算定できる。	(令 5.11.30 保医発 1130 1<参考>問2)			
1025	_	上から4行目	(最終改正;令和5年8月31日 厚生労	(最終改正;令和5年11月30日 厚生労働省			
			<mark>働省告示第259号)</mark> 	告示第321号)			
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]				
1026	左	下から4行目	「次行に追加」	(4) 気管支バルブ治療用 48,900円			
			〔次行に追加〕	① 16極以上用・充電式・自動調整機能付き			
				2, 260, 000円			
1031	左	上から31行目	7	8			

頁	欄	行	変更前	変更後
1033	右	下から7行目	〔次行に追加〕	(4) 気管支用 90,300円
1034	左	下から28行目	〔次行に追加〕	⑥ リードー体型ペースメーカー抜去用カテ
1000		11.504.0		ーテル
1036	石	上から3行目	216 レーザー光照射用ニードルカテーテ ル(略)	216 レーザー光照射用ニードルカテーテル (略)
				1217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム
			テム(略)	(略)
			218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略)	218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略)
				219 自家皮膚細胞移植用キット (略)
				220 経消化管胆道ドレナージステント (略)
			221 経皮的心肺補助システム (略) 222 体外フォトフェレーシスキット (略)	221 経皮的心肺補助システム (略)
				223 腱再生誘導材 (略)
				224 前立腺組織用高圧水噴射システム (略)
				225 気管支用バルブ 313,000円
1000			[黄色網かけはWeb追補No. 14等にて改正済み]	
1039	_	上から3行目	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正; 令 5. 9.29 保医発 0929 1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			(取於以正;中 5. 9. 29 休医宪 0929 1)	(取於以正;市 5.11.30 休医先 1130 1)
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.17等にて改正済み]	
1040	右	上から31行目	〔次行に追加〕	(4) 気管支バルブ治療用は、関係学会の定め
				る指針に従って使用した場合に限り, 1回
				の手術に当たり2本を限度として算定でき
				る。 (5) 気管支バルブ治療用の使用に当たって
				は、診療報酬明細書の摘要欄に重症慢性閉
				塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管
				支バルブの留置による治療を実施する医学
				的な根拠を詳細に記載すること。
			[次行に追加]	d 焦点性でんかん
1043	石	下から26行目	[次行に追加]	(3) 植込型脳・脊髄電気刺激装置及び脳・脊髄刺激装置用リードセットを薬剤抵抗性の
				(制力) は、他のなる。 によっている。
				(開頭手術が奏効する患者を除く。) に対し
				て,てんかん発作の頻度を軽減することを
				目的として使用する場合は、関連学会の定
				める適正使用指針に沿って使用した場合に
1045	左	下から1行目	[次行に追加]	限り算定できる。 (6) 気管支用は側副換気の有無を検出する検
1040	1	1,2,6,1,19	「人人」「こと加」	査を実施する際に、肺区域の空気を体外の
				測定装置に誘導することを目的に使用した
				場合に限り算定できる。
1046	左	下から23行目	〔次行に追加〕	エ リードー体型ペースメーカー抜去用カテ
				ーテルは,「K597」ペースメーカー移植術
				及び「K597-2」ペースメーカー交換術の施 設基準を満たした上で、緊急手術が可能な
				放塞車を個にした工で、緊急手術が可能な 体制を有している保険医療機関で使用され
				た場合のみ算定できる。
				オ リードー体型ペースメーカー抜去用カテ
				ーテルは,関係学会の定める当該材料の実
				施基準を遵守して使用した場合に限り算定
				できる。
				カ リードー体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、当該材料を用いた手技に関する
				所定の研修を修了した医師が使用した場合
				に限り算定できる。なお、リード一体型ペ
				ースメーカー抜去用カテーテルを使用する

頁	欄	行	変更前	変更後
				医療上の必要性について診療報酬明細書の
				摘要欄に記載すること。
1053	左	上から21行目		216 レーザー光照射用ニードルカテーテル
			ル(略)	(略)
				217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム
			テム(略)	(略)
				218 ヒト羊膜使用創傷被覆材(略)
				219 自家皮膚細胞移植用キット(略) 220 経消化管胆道ドレナージステント(略)
				224 前立腺組織用高圧水噴射システム(略)
			224 前立腺組織用高圧水噴射システム	
			(略)	(1) 気管支用バルブは,至適非侵襲的治療
			(CH)	法を受けている、高度の肺気腫及び過膨
				張を伴う重症慢性閉塞性肺疾患(COP
			〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.14等にて改正済み〕	D) 患者のうち,生理学的検査により,
				隣接する肺葉間の側副換気がほとんど又
				は全くないことが確認され、気管支鏡的
				治療が実施可能な18歳以上の患者に対し
				て、気管支内に留置し標的とする肺葉へ
				の気流を制限する目的に使用した場合に
				限り、1回の手術に対して6個を限度と
				して算定できる。なお,気管支用バルブ を5個以上使用する場合には,診療報酬
				明細書の摘要欄に医学的な根拠を詳細に
				記載すること。
				(2) 気管支用バルブは、関連学会が定める
				適正使用指針に従って使用した場合に限
				り算定できる。
				(3) 気管支用バルブの使用に当たっては,
				「K511」肺切除術又は「K513」胸腔鏡
				下肺切除術が適応とならない又は実施困
				難な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記
4077				載すること。
1077	_	上から7行目		(最終改正;令和5年11月30日 厚生労働省
			<mark>働省令第48号)</mark> 	令第147号)
			 [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.12等にて改正済み]	
1077	右	下から16~7	(受給資格の確認等)	(受給資格の確認等)
		行目	第3条 保険医療機関は、患者から療養	第3条 保険医療機関は、患者から療養の給
			<mark>の給付を受けることを求められた場合</mark>	
			には、健康保険法(大正11年法律第70	
			号。以下「法」という。)第3条第13項	
			に規定する電子資格確認(以下「電子	
			資格確認」という。)又は患者の提出す	
			る被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければ	
			ならない。ただし、緊急やむを得ない	
			事由によって当該確認を行うことがで	
			きない患者であって、療養の給付を受	
			ける資格が明らかなものについては、	る電子資格確認(以下「電子資格確認」
			この限りでない。	という。)
			2 患者が電子資格確認により療養の給	二 患者の提出する被保険者証
			<mark>付を受ける資格があることの確認を受</mark>	三 当該保険医療機関が、過去に取得した
			<mark>けることを求めた場合における前項の</mark>	
			規定の適用については、同項中「とい	
			う。)又は患者の提出する被保険者証」	に必要な情報を含む。)を用いて、保険者
			とあるのは「という。)」と,「事由によ	に対し、電子情報処理組織を使用する方

頁		攔	行	変更前	変更後
				って」とあるのは「事由によって電子	
				資格確認により」とする。	法により、あらかじめ照会を行い、保険
				3 (略) 4 (略)	者から回答を受けて取得した直近の当該 情報を確認する方法(当該患者が当該保
					情報を確認する万法(ヨ該思有がヨ該株 険医療機関から療養の給付(居宅におけ)
				┃ ┃ [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.4にて改正済み]	る療養上の管理及びその療養に伴う世話
					その他の看護に限る。)を受けようとする
					場合であって,当該保険医療機関から電
					子資格確認による確認を受けてから継続
					的な療養の給付を受けている場合に限
					る。) 2 患者が電子資格確認により療養の給付を
					受ける資格があることの確認を受けること
					を求めた場合における前項の規定の適用に
					ついては、同項中「次に掲げるいずれか
					の」とあるのは「第一号又は第三号に掲げ
					る」と、「事由によって」とあるのは「事由 によって第一号又は第三号に掲げる方法に
					より」とする。
					3 (略)
					4 (略)
107	77 7			(受給資格の確認等)	(受給資格の確認等)
			行目	第3条 (略) 2 (略)	第3条 (略) 2 (略)
				3 療養の給付及び公費負担医療に関す	
				る費用の請求に関する命令(昭和51年	
				厚生省令第36号) 第5条第1項の規定	
				により同項に規定する書面による請求	
				を行っている保険医療機関及び同令第	
				6条第1項の規定により届出を行った 保険医療機関については、前項の規定	
				は、適用しない。	
				4 (略)	4 (略)
					<令和6年4月1日施行>
110	20		上から5行目	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.12等にて改正済み] (最終改正;令和5年3月31日 厚生労	(最終改正:令和5年11月30日 厚生労働省
110)2 -		上からり打日	(取於以正;予和5年3月31日 厚生分 働省告示第167号)	(取於以正 ; 节和 5 年 11 月 30 日
				<u> </u>	17/3010-97
				〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.12等にて改正済み〕	
110)2			(受給資格の確認等)	(受給資格の確認等)
			行目	第3条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療	第3条 保険医療機関は、患者から療養の給 付又は保険外併用療養費に係る療養を受け
				養を受けることを求められた場合に	
				は、健康保険法第3条第13項に規定す	
				<mark>る電子資格確認(以下「電子資格確</mark>	る資格があることを確認しなければならな
				認」という。)又は患者の提出する被保	
				険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならな	
				い。ただし、緊急やむを得ない事由に	
				よって当該確認を行うことができない	
				患者であって、療養の給付を受ける資	
				格が明らかなものについては、この限	子資格確認(以下「電子資格確認」とい
				りでない。	う。)
				2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受	
				けることを求めた場合における前項の	
				規定の適用については、同項中「とい	

頁	欄	行	変更前	変更後
			う。)とのは「という。)」と、「事由で者により」とあるのは「よいう。)」とあるのは「事由でする。」とのでは、「事由でする。」とのでは、「事由でする。」とのでは、「のでは、「	報告を ・ では ・ でも ・ でも
1100			保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。 4 (略) 5 (略) [黄色網かけはWeb追補No. 12等にて改正済み]	い。 4 (略) 5 (略) <令和6年4月1日適用>
1109		上から5行目	(最終改正;令和5年8月29日 厚生労働省告示第255号) 「黄色網かけはWeb追補No.16等にて改正済み」	(最終改正;令和5年11月30日 厚生労働省 告示第323号)
1109	右	下から12行目	又は光ディスク等を用いた請求	又は附則第3条の2の規定に基づき光ディス ク等を用いた請求 <令和6年4月1日適用>
1109		下から11~10 行目	第5条第1項,第6条第1項又は附則第 4条第1項	附則第3条の4第1項,第3条の5第1項又は第4条第1項 <令和6年4月1日適用>
1112	左	下から22行目	製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人 C 1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。),	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。), メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤(4週

	Web追補 No.19(令和5年12月号)				
頁	欄	行	変更前	変更後	
				間に1回投与する場合に限る。), ホスレボド	
				パ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリ	
				アーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、	
				アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナ	
				デルマブ製剤,ネモリズマブ製剤,ペグセタ	
				コプラン製剤、ジルコプランナトリウム製	
			<u> 剤及びペグセタコプラン製剤</u>	剤, コンシズマブ製剤, テゼペルマブ製剤及	
				びオゾラリズマブ製剤	
1110			[黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み]		
1113			又は光ディスク等を用いた請求	又は附則第3条の2の規定に基づき光ディス	
		行目		ク等を用いた請求	
1110	,			<令和6年4月1日適用>	
1113				附則第3条の4第1項,第3条の5第1項又	
		行目	4条第1項	は第4条第1項	
4400				<令和6年4月1日適用>	
1169	_	上から8行目		(最終改正;令和5年11月30日 厚生労働省	
			<mark>働省告示第167号)</mark> 	告示第319号)	
			 〔 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.12等にて改正済み〕		
1170	+	F to € 20 ~ 21	て <mark>質色柄がりはMeD5値MNO. 12等にて改正済み] </mark> 又は光ディスク等を用いた請求	 又は同令附則第3条の2に規定する光ディス	
1170		行目	人は九)1八)寺で用いた明小	ク等を用いた請求	
		11 🗖		マラス (17)	
1523		上から8行目	(最終改正:今和5年8日29日 厚生学	(最終改正;令和5年11月30日 厚生労働省	
1020		工が、5011日	働省告示第253号)	告示第323号)	
			B) B B (1/3/2000)	H4(3)020-37	
			「 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み〕		
1554	右	上から26行目	ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤	
			<mark>オファツムマブ製剤</mark>	オファツムマブ製剤	
			<mark>ボソリチド製剤</mark>	ボソリチド製剤	
			<mark>エレヌマブ製剤</mark>	エレヌマブ製剤	
			<mark>アバロパラチド酢酸塩製剤</mark>	アバロパラチド酢酸塩製剤	
			<mark>カプラシズマブ製剤</mark>	カプラシズマブ製剤	
			乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤	
			<mark>フレマネズマブ製剤</mark>	フレマネズマブ製剤	
			<mark>メトトレキサート</mark> 製剤	メトトレキサート製剤	
			<mark>チルゼパチド製剤</mark>	チルゼパチド製剤	
			ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤	
				ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	
			ペグバリアーゼ製剤 ニュデュー ず制 対	ペグバリアーゼ製剤	
			ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤	
			ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤	
			ペグセタコプラン製剤	ペグセタコプラン製剤	
			 <mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.16等にて改正済み]	ジルコプランナトリウム製剤	
			L <mark>奥C柄が1/</mark> はWED担情NU. IU寺に(以上済か) 	コンシズマブ製剤	
				テゼペルマブ製剤	
				オゾラリズマブ製剤	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X(Twitter)では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。